

2016年6月30日

厚生労働省  
大臣 塩崎 恭久 様

全国学童保育連絡協議会  
会長 木田 保男

## 公的責任による学童保育制度の拡充と 財政措置の大幅増額を求める要望書

日頃より学童保育の拡充にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

学童保育を必要とする家庭は年々増加しており、利用したくても利用できない「潜在的な待機児童」は40万人以上と推測されています。保育施設では5年後に利用者ピークを予測しているところですが、保育待機児問題は喫緊の事態となっています。学童保育においては保育施設に続いて6年後にピークと考えられているところですが、基準に基づく施設整備の遅れと、有資格指導員の配置が待遇の悪さもあり進まない、などの点から利用希望者を受け入れるにあたり、待機児童問題が顕在化する事態を生んでいます。

こうした中でも、共働き・一人親家庭等が増加するなかで、安全に安心して過ごすことのできる放課後の生活の場を求める保護者の願いはますます高まっています。学童保育（放課後児童クラブ）が、量的にも質的にも拡充されることは重要な課題です。

私たちは、学童保育の量的拡大・質的な拡充を図るためには、国や市町村が学童保育の実施および整備の公的責任を果たし、施設や職員や運営に関わる最低基準を定め、条件整備に必要な財政措置を図ることが欠かせないとして、国の制度の抜本的な拡充をくり返し求めてきました。

政府が推進する子ども・子育て支援制度の施行によって、学童保育については、国の制度、地方自治体の施策も大きく変わり、量的な拡大や、質的な拡充が期待されています。

しかし、公的責任において最低限必要な基準・水準を備えた学童保育として量質ともに整備をすすめること、十分な財政措置を図ることなど、課題があります。

児童福祉法では、市町村の責任が「利用の促進の努力義務」にとどまり、省令基準は、施設の広さや、その他の運営に関する項目は市町村に任されています。また、財政措置では、市町村に3分の1負担がある制度は、市町村の学童保育に対する考えや方針、政策優先度などに大きく左右されている実態があります。また「総事業費の半額程度を保護者負担と整理」とする費用負担割合は、補助金の増加が保護者負担の増加となる実態があります。

指導員の「処遇改善」では、103万円の所得を越えられない実態が少なくない中、大幅な改善が必要になっています。しかし、市町村は負担に対応できず、改善が遅れています。

また、学童保育本来の役割が果されない問題も生まれています。生活の場としての専用室が確保されていない、「おおむね40人以下」という「支援の単位」は書類の上のみで、事実上は大規模学童保育が残されている、「放課後子供教室」との「一体化」、「5時から学童保育」で、それまでは「全児童対策事業」が容認されている、民間企業が行う塾や習い事との一体化など、生活の場としての学童保育を実現しがたい事例もあります。自治体における「放課後子ども総合プラン」による量的整備優先が背景にあるかとの危惧を抱くところです。

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」や「放課後児童クラブ運営指針」で示された役割を果たすための条件整備を公的な責任で実現することが必要です。

また、指導員講師や、勤務日に開催される研修に出席する指導員の代替要員費用などの予算措置を行うことは認定資格研修の質と量を引き上げるために不可欠となっています。

つきましては、さらなる制度の見直しと拡充、抜本的な財政措置の拡充を次の通り要望いたします。

## 要 望 項 目

### 1 学童保育の国の制度の拡充を図ってください。

- (1) 学童保育を児童福祉施設として位置づけて、量的拡大・質的拡充が図られるよう整備してください。
- (2) 児童福祉法は、市町村の責任を「利用の促進の努力義務」にとどめることなく、さらに市町村の責任を明確にする法改正を行ってください。
- (3) 省令で定めている学童保育の基準について、学童保育の質的な向上が図られるよう改善を図ってください。（具体的な改善の要望は要望項目3をご参照ください）
- (4) 安定的な財政措置の仕組みとするとともに、財政措置における国の責任と負担を強め負担割合を増やしてください。
- (5) 学童保育の制度に対応しての勤務時間の伸張や求められる業務の増大もあり、指導員の欠員状況が拡大しています。資格と業務に見合う処遇改善を進めてください。
- (6) 処遇の改善は、税法・社会保険料等の負担増を超えて、世帯所得で見ても改善となる賃金額を目標に、抜本的な処遇改善策を示してください。

### 2 学童保育の量的な拡大、質的な拡充が図られるよう、国として十分な財政措置を講じてください。

- (1) 急がれる、基準に基づく運営が可能となるよう補助額を大幅増額し、市町村・都道府県が速やかに学童保育の量的整備、質的拡充が図られるようにしてください。少なくとも、国の負担を2分の1に引き上げてください。
- (2) 学童保育の省令の基準や市町村の条例の基準を満たすために必要な財政措置を講じてください。
- (3) 運営費に対する財政措置を十分に行ってください。
  - ① すべての学童保育で、常勤配置ができる財政措置を図ってください。
  - ② 学童保育に係る経費の大半は人件費です。人件費に係る財政措置を改善し、国の負担割合を増やしてください。
  - ③ 省令基準の求める指導員の配置要件は、長期休業や労働条件を考慮すると、基準の2倍の有資格者を配置する必要があります。実現するために必要な財政措置をしてください。
  - ④ 子ども・子育て「新制度」に対応する事務量は著しく増加しています。対応する事務量とその高度化に対応ができるように必要となる経費の加算をしてください。
- (4) 省令の基準や市町村の条例の基準を満たせるように、施設整備に対する財政措置を十分に行ってください。
  - ① 補助単価のさらなる引き上げを図ってください。
  - ② 補助対象の拡大とともに、「放課後児童クラブ運営支援事業」等であり、明確な定義のない「待機児童」の条件をはずしてください。
  - ③ 基準で定めた子ども一人当たり1.65㎡以上の広さを確保し、支援の単位の基準守れるように、強力な補助制度と財政措置を講じてください。

### 3 指導員の処遇の改善、保育内容の向上が図られるよう必要な措置を講じてください。

- (1) 指導員の実態調査、欠員調査、ニーズ調査などを行い、指導員に関わる課題を明確にして改善方策を進めてください。
- (2) 指導員の処遇の改善をいっそう強力に推進してください。特に、「処遇改善等事業費」は、単純明快な運用となるようにしてください。
- (3) 指導員の資格制度の拡充については、当面すべての現任指導員が有資格者となることができるよう市町村への援助、財政措置を図ってください。
- (4) 「基準」と「指針」による学童保育のあり方を学ぶができるように、学童保育と指導員の実情が反映される方策をとってください。

- (5) 「資質向上研修」の体系化を進め、指導員が参加できるよう必要な財政措置を行ってください。
- (6) 指導員の「資質向上」に係る以下の財政措置を拡充してください。
  - ① 指導員講師や、勤務日に開催される研修に出席する指導員の代替要員費用などの補助は「人材確保等研修事業費」とすること、また実態に見合った額に引き上げてください。
  - ② 認定資格研修の補助単価をさらに引き上げ、指導員講師の代替え要員の経費も対象としてください。
  - ③ 島嶼部、遠隔地、公共交通機関の状況等も考慮し、補助については、開催自治体の費用負担軽減となるよう措置するとともに、現任者の受講補助をしてください。
  - ④ すべての都道府県及び市町村が、計画的に現任者研修ができるように「資質向上事業費」の増額を図るとともに国の負担割合を高めてください。
- (7) 放課後児童クラブ運営指針のさらなる改善と都道府県及び市町村への周知を図り、必要な財政措置をしてください。

#### 4 学童保育の省令基準の改善・拡充を図ってください。

- (1) 「従うべき基準」は「職員」についての項目だけでなく、施設・整備（広さを含む）、支援の単位などの項目にも広げてください。
- (2) 「子どもの人数」「専用室」「専任職員」は、一体のものであり、この3点の関係を明確にして、子ども一人ひとりにとって安全・安心な「生活の場」となるようにしてください。
- (3) 「児童数」の考え方を、「登録児童数」として明確にしてください。また、省令基準にある「毎日利用する児童と週のうち数日を利用する児童の双方が考えられる事業」とするのは、全児童対策と一体あるいは並行して行っている等の事業に見られる例外的な事例であることを考慮し、学童保育の役割からも継続利用が必要なことを市町村にも周知してください。
- (4) 「専用区画」というあいまいな規定ではなく、「専用室及び専用とする設備」として明確にしてください。また、広さは子ども一人当たり1.65㎡以上ではなく、学童保育の専用室と必要な専用設備も含めて一人当たり3.96㎡以上としてください。
- (5) 「支援の単位」は、固有の専用室で実施するものとし、「基本的な生活単位となる学童保育の集団の規模」として「30人以下」としてください。
- (6) 指導員の資格について、将来的には国家資格をめざす方針を明確にするとともに、段階的にでも近づけていく方策を検討してください。また、資格要件から「類似の事業に従事」している者は外してください。
- (7) 大学等での養成課程の整備を図ってください。そのために必要な法令を整備してください。
- (8) 資格を必要とする指導員は、「支援の単位」ごとに1名以上ではなく2名以上としてください。
- (9) 児童数が19名以下の施設であっても専任の指導員を2名以上の配置としてください。

#### 5 国として以下の制度を創設し、財政措置を図ってください。

- (1) 母子家庭・父子家庭等の経済的に厳しい家庭への保育料の減免制度を創設してください。あわせて、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」および「子供の貧困対策に関する大綱」に明記されている「特別な配慮」が実行できる制度や仕組みを作ってください。
- (2) 学童保育での保育中の事故・ケガ等の補償として、日本スポーツ振興センターの「災害共済給付」の対象に、学童保育も含めてください。

#### 6 支援事業計画の見直しについて調査をしてください。

次について、財政措置も含めた法制度上の課題の有無を検証し、必要な制度の見直しを行ってください。

- ・ 事業計画が、学童保育を必要とする家庭や子どもが安心して利用できるように整備する計画であるか
- ・ 市町村が実施主体として着実に学童保育の拡充に取り組む仕組みを構築されているか
- ・ 定められた学童保育の基準に基づき着実に学童保育の質的な向上を図っているか

- ・ 都道府県及び市町村が十分な財政措置を図っているか
- ・ 放課後児童クラブ運営指針に基づき学童保育の質的な向上を図っているか

**7 「放課後子ども総合プラン」においては、放課後子供教室事業と学童保育について、「同じ場所で同じ職員が子どもたちと一緒にして」行う「一体化」ではなく、それぞれの事業として実施するものとしてください。**

- (1) 放課後子供教室と学童保育は、それぞれの目的・役割、活動や生活の内容、職員・大人の体制、子どもへの関わりが異なっています。二つの事業をひとつにする（同じ場所、同じ職員が対応する）「一体化」では、「共働き・一人親家庭等の子どもたちの毎日の生活の場を保障する」という学童保育の役割は果たせません。「一体化」ではなく、学童保育の拡充となるようにしてください。
- (2) 「一体型」や「一体化」などの表現は、市町村でも混乱の原因となっており、学童保育を「全児童対策事業」に一体化する動きを新たに生み出す懸念があるため、適切な表現にあらためてください。
- (3) 「放課後子ども総合プラン」にある「共通プログラム」の実施にあたっては、学童保育固有の生活が守られるような配慮をしてください。

**8 東日本大震災で被災した地域の学童保育の復旧・復興、学童保育を必要とする家庭・子どもが安心して利用できるよう国としての支援を行ってください。**

東日本大震災で被災した地域は、共働き・一人親家庭等の相対的な増加もあり、子どもや家族の生活を支える施設としての学童保育の役割が増大し、学童保育を公的責任で整備する必要性が高まっています。

- (1) 学童保育の復旧・復興のために万全の措置を講じてください。
- (2) 被災した地域の子ども・家庭を支える学童保育の役割が果たせるよう特別な手立てを講じてください。
- (3) 原発事故による被害から子どもを守る特別な措置を講じてください。
- (4) 学童保育の防災・安全対策についての、国としての指針を定めてください。

2016年7月1日

内閣府

特命担当大臣（少子化対策担当） 加藤勝信 様

全国学童保育連絡協議会  
会長 木田 保男

## 公的責任による学童保育制度の拡充と 財政措置の大幅増額を求める要望書

日頃より学童保育の拡充にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

学童保育を必要とする家庭は年々増加しており、利用したくても利用できない「潜在的な待機児童」は40万人以上と推測されています。保育施設では5年後に利用者ピークを予測しているところですが、保育待機児問題は喫緊の事態となっています。学童保育においては保育施設に続いて6年後にピークと考えられているところですが、基準に基づく施設整備の遅れと、有資格指導員の配置が待遇の悪さもあり進まない、などの点から利用希望者を受け入れるにあたり、待機児童問題が顕在化する事態を生んでいます。

こうした中でも、共働き・一人親家庭等が増加するなかで、安全に安心して過ごすことのできる放課後の生活の場を求める保護者の願いはますます高まっています。学童保育（放課後児童クラブ）が、量的にも質的にも拡充されることは重要な課題です。

私たちは、学童保育の量的拡大・質的な拡充を図るためには、国や市町村が学童保育の実施および整備の公的責任を果たし、施設や職員や運営に関わる最低基準を定め、条件整備に必要な財政措置を図ることが欠かせないとして、国の制度の抜本的な拡充をくり返し求めてきました。

政府が推進する子ども・子育て支援制度の施行によって、学童保育については、国の制度、地方自治体の施策も大きく変わり、量的な拡大や、質的な拡充が期待されています。

しかし、公的責任において最低限必要な基準・水準を備えた学童保育として量質ともに整備をすすめること、十分な財政措置を図ることなど、課題があります。

児童福祉法では、市町村の責任が「利用の促進の努力義務」にとどまり、省令基準は、施設の広さや、その他の運営に関する項目は市町村に任されています。また、財政措置では、市町村に3分の1負担がある制度は、市町村の学童保育に対する考えや方針、政策優先度などに大きく左右されている実態があります。また「総事業費の半額程度を保護者負担と整理」とする費用負担割合は、補助金の増加が保護者負担の増加となる実態があります。

指導員の「処遇改善」では、103万円の所得を越えられない実態が少なくない中、大幅な改善が必要になっています。しかし、市町村は負担に対応できず、改善が遅れています。

また、学童保育本来の役割が果されない問題も生まれています。生活の場としての専用室が確保されていない、「おおむね40人以下」という「支援の単位」は書類の上のみで、事実上は大規模学童保育が残されている、「放課後子供教室」との「一体化」、「5時から学童保育」で、それまでは「全児童対策事業」が容認されている、民間企業が行う塾や習い事との一体化など、生活の場としての学童保育を実現しがたい事例もあります。自治体における「放課後子ども総合プラン」による量的整備優先が背景にあるかとの危惧を抱くところです。

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」や「放課後児童クラブ運営指針」で示された役割を果たすための条件整備を公的な責任で実現することが必要です。

また、指導員講師や、勤務日に開催される研修に出席する指導員の代替要員費用などの予算措置を行うことは認定資格研修の質と量を引き上げるために不可欠となっています。

つきましては、さらなる制度の見直しと拡充、抜本的な財政措置の拡充を次の通り要望いたします。

## 要 望 項 目

### 1 学童保育の国の制度の拡充を図ってください。

- (1) 学童保育を児童福祉施設として位置づけて、量的拡大・質的拡充が図られるよう整備してください。
- (2) 児童福祉法は、市町村の責任を「利用の促進の努力義務」にとどめることなく、さらに市町村の責任を明確にする法改正を行ってください。
- (3) 省令で定めている学童保育の基準について、学童保育の質的な向上が図られるよう改善を図ってください。（具体的な改善の要望は要望項目3をご参照ください）
- (4) 安定的な財政措置の仕組みとするとともに、財政措置における国の責任と負担を強め負担割合を増やしてください。
- (5) 学童保育の制度に対応しての勤務時間の伸張や求められる業務の増大もあり、指導員の欠員状況が拡大しています。資格と業務に見合う処遇改善を進めてください。
- (6) 処遇の改善は、税法・社会保険料等の負担増を超えて、世帯所得で見ても改善となる賃金額を目標に、抜本的な処遇改善策を示してください。

### 2 学童保育の量的な拡大、質的な拡充が図られるよう、国として十分な財政措置を講じてください。

- (1) 急がれる、基準に基づく運営が可能となるよう補助額を大幅増額し、市町村・都道府県が速やかに学童保育の量的整備、質的拡充が図られるようにしてください。少なくとも、国の負担を2分の1に引き上げてください。
- (2) 学童保育の省令の基準や市町村の条例の基準を満たすために必要な財政措置を講じてください。
- (3) 運営費に対する財政措置を十分に行ってください。
  - ① すべての学童保育で、常勤配置ができる財政措置を図ってください。
  - ② 学童保育に係る経費の大半は人件費です。人件費に係る財政措置を改善し、国の負担割合を増やしてください。
  - ③ 省令基準の求める指導員の配置要件は、長期休業や労働条件を考慮すると、基準の2倍の有資格者を配置する必要があります。実現するために必要な財政措置をしてください。
  - ④ 子ども・子育て「新制度」に対応する事務量は著しく増加しています。対応する事務量とその高度化に対応ができるように必要となる経費の加算をしてください。
- (4) 省令の基準や市町村の条例の基準を満たせるように、施設整備に対する財政措置を十分に行ってください。
  - ① 補助単価のさらなる引き上げを図ってください。
  - ② 補助対象の拡大とともに、「放課後児童クラブ運営支援事業」等であり、明確な定義のない「待機児童」の条件をはずしてください。
  - ③ 基準で定めた子ども一人当たり1.65㎡以上の広さを確保し、支援の単位の基準守れるように、強力な補助制度と財政措置を講じてください。

### 3 指導員の処遇の改善、保育内容の向上が図られるよう必要な措置を講じてください。

- (1) 指導員の実態調査、欠員調査、ニーズ調査などを行い、指導員に関わる課題を明確にして改善方策を進めてください。
- (2) 指導員の処遇の改善をいっそう強力に推進してください。特に、「処遇改善等事業費」は、単純明快な運用となるようにしてください。
- (3) 指導員の資格制度の拡充については、当面すべての現任指導員が有資格者となることができるよう市町村への援助、財政措置を図ってください。
- (4) 「基準」と「指針」による学童保育のあり方を学ぶができるように、学童保育と指導員の実情が反映される方策をとってください。

- (5) 「資質向上研修」の体系化を進め、指導員が参加できるよう必要な財政措置を行ってください。
- (6) 指導員の「資質向上」に係る以下の財政措置を拡充してください。
  - ① 指導員講師や、勤務日に開催される研修に出席する指導員の代替要員費用などの補助は「人材確保等研修事業費」とすること、また実態に見合った額に引き上げてください。
  - ② 認定資格研修の補助単価をさらに引き上げ、指導員講師の代替え要員の経費も対象としてください。
  - ③ 島嶼部、遠隔地、公共交通機関の状況等も考慮し、補助については、開催自治体の費用負担軽減となるよう措置するとともに、現任者の受講補助をしてください。
  - ④ すべての都道府県及び市町村が、計画的に現任者研修ができるように「資質向上事業費」の増額を図るとともに国の負担割合を高めてください。
- (7) 放課後児童クラブ運営指針のさらなる改善と都道府県及び市町村への周知を図り、必要な財政措置をしてください。

#### 4 学童保育の省令基準の改善・拡充を図ってください。

- (1) 「従うべき基準」は「職員」についての項目だけでなく、施設・整備（広さを含む）、支援の単位などの項目にも広げてください。
- (2) 「子どもの人数」「専用室」「専任職員」は、一体のものであり、この3点の関係を明確にして、子ども一人ひとりにとって安全・安心な「生活の場」となるようにしてください。
- (3) 「児童数」の考え方を、「登録児童数」として明確にしてください。また、省令基準にある「毎日利用する児童と週のうち数日を利用する児童の双方が考えられる事業」とするのは、全児童対策と一体あるいは並行して行っている等の事業に見られる例外的な事例であることを考慮し、学童保育の役割からも継続利用が必要なことを市町村にも周知してください。
- (4) 「専用区画」というあいまいな規定ではなく、「専用室及び専用とする設備」として明確にしてください。また、広さは子ども一人当たり1.65㎡以上ではなく、学童保育の専用室と必要な専用設備も含めて一人当たり3.96㎡以上としてください。
- (5) 「支援の単位」は、固有の専用室で実施するものとし、「基本的な生活単位となる学童保育の集団の規模」として「30人以下」としてください。
- (6) 指導員の資格について、将来的には国家資格をめざす方針を明確にするるとともに、段階的にでも近づけていく方策を検討してください。また、資格要件から「類似の事業に従事」している者は外してください。
- (7) 大学等での養成課程の整備を図ってください。そのために必要な法令を整備してください。
- (8) 資格を必要とする指導員は、「支援の単位」ごとに1名以上ではなく2名以上としてください。
- (9) 児童数が19名以下の施設であっても専任の指導員を2名以上の配置としてください。

#### 5 国として以下の制度を創設し、財政措置を図ってください。

- (1) 母子家庭・父子家庭等の経済的に厳しい家庭への保育料の減免制度を創設してください。  
あわせて、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」および「子供の貧困対策に関する大綱」に明記されている「特別な配慮」が実行できる制度や仕組みを作ってください。
- (2) 学童保育での保育中の事故・ケガ等の補償として、日本スポーツ振興センターの「災害共済給付」の対象に、学童保育も含めてください。

#### 6 支援事業計画の見直しについて調査をしてください。

次について、財政措置も含めた法制度上の課題の有無を検証し、必要な制度の見直しを行ってください。

- ・ 事業計画が、学童保育を必要とする家庭や子どもが安心して利用できるように整備する計画であるか
- ・ 市町村が実施主体として着実に学童保育の拡充に取り組む仕組みを構築されているか
- ・ 定められた学童保育の基準に基づき着実に学童保育の質的な向上を図っているか

- ・ 都道府県及び市町村が十分な財政措置を図っているか
- ・ 放課後児童クラブ運営指針に基づき学童保育の質的な向上を図っているか

**7 「放課後子ども総合プラン」においては、放課後子供教室事業と学童保育について、「同じ場所で同じ職員が子どもたちと一緒にして」行う「一体化」ではなく、それぞれの事業として実施するものとしてください。**

- (1) 放課後子供教室と学童保育は、それぞれの目的・役割、活動や生活の内容、職員・大人の体制、子どもへの関わりが異なっています。二つの事業をひとつにする（同じ場所、同じ職員が対応する）「一体化」では、「共働き・一人親家庭等の子どもたちの毎日の生活の場を保障する」という学童保育の役割は果たせません。「一体化」ではなく、学童保育の拡充となるようにしてください。
- (2) 「一体型」や「一体化」などの表現は、市町村でも混乱の原因となっており、学童保育を「全児童対策事業」に一体化する動きを新たに生み出す懸念があるため、適切な表現にあらためてください。
- (3) 「放課後子ども総合プラン」にある「共通プログラム」の実施にあたっては、学童保育固有の生活が守られるような配慮をしてください。

**8 東日本大震災で被災した地域の学童保育の復旧・復興、学童保育を必要とする家庭・子どもが安心して利用できるよう国としての支援を行ってください。**

東日本大震災で被災した地域は、共働き・一人親家庭等の相対的な増加もあり、子どもや家族の生活を支える施設としての学童保育の役割が増大し、学童保育を公的責任で整備する必要性が高まっています。

- (1) 学童保育の復旧・復興のために万全の措置を講じてください。
- (2) 被災した地域の子ども・家庭を支える学童保育の役割が果たせるよう特別な手立てを講じてください。
- (3) 原発事故による被害から子どもを守る特別な措置を講じてください。
- (4) 学童保育の防災・安全対策についての、国としての指針を定めてください。

2016年6月30日

文部科学省  
大臣 馳 浩 様

全国学童保育連絡協議会  
会長 木田保男

## 放課後子供教室、学校、学童保育の 連携と拡充に関する要望書

日頃より子どもたちの教育・育成にご尽力いただきまして感謝申し上げます。

学童保育（放課後児童クラブ）は、小学校や特別支援学校に就学している子どもたちのなかで、保護者が就労等の理由により、放課後および学校休業日に「生活の場」を必要としている子どもたちが安全に安心して生活できる「毎日の生活の場」です。

共働き・一人親家庭等の増加のもと、子どもの生活や育つ環境が厳しくなっているなかで、子どもが安全に安心して生活できること、保護者と連携を図りながら子育てをする施設である学童保育に対する期待がますます高まっています。学童保育は毎年確実に増え（2015年5月現在、2万5541か所）、100万人以上の小学生が利用しています。

政府は「放課後子ども総合プラン」で、2019年度末までに学童保育の利用児童を新たに30万人増やして122万人とする計画を「ニッポン一億総活躍プラン」で1年繰り上げました。2015年度から本格実施されている新しい子育て支援制度は、市町村に、潜在的な需要に対する対応計画も含めた「子ども・子育て支援事業計画」の策定を義務付け、量的な拡大を計画的に推進するものです。同時に改訂された児童福祉法によって、学童保育の対象児童が、これまでの「おおむね10歳未満の小学生」から、6年生までの「小学生」と拡大されたことにより、4年生が急増しました。今後、高学年児童も含め学童保育への利用希望は、一層強まることが予想されます。

2007年に文部科学省と厚生労働省が連携して推進する総合的な放課後対策「放課後子どもプラン」が創設されました。そのなかで、文部科学省では「放課後子供教室推進事業」を補助事業として行い、学童保育と「放課後子供教室」との連携がすすめられてきました。

この「放課後子どもプラン」創設以来、私たちは二つの事業を「同じ場所で同じ職員が子どもたちと一緒にして」行う「一体化」ではなく、それぞれに実施しながら、二つの事業は相互に連携することが必要だと、国に要望してきました。

新たな「放課後子ども総合プラン」では、学童保育と「放課後子供教室」をそれぞれに拡充し、連携していく方策を打ち出しました。この「放課後子ども総合プラン」は、学童保育の必要性が高まっている今日、二つの事業を「一体化」するのではなく、学童保育の量的・質的な拡充を図りつつ、「放課後子供教室」との連携を図っていくことが期待されています。

また、学童保育が、働きながら子育てをする保護者を支え、子どもたちにとって大切な生活の場となるためにも、学校との連携は欠かせません。

厚生労働省令の「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」および、厚生労働省が定めた「放課後児童クラブ運営指針」にも、学校との連携の必要性が記されています。また、私たちは、提言「私たちが求める学童保育の設置・運営基準」と「学童保育の保育指針（案）」をまとめ、国や地方自治体に提言を行っています。そのなかでも、「学校との連携」の重要性を強く認識し、項目に盛り込んでいます。（別紙の資料に、「学校との連携」の箇所を抜粋しています）。しかし、実際には、学校と学童保育の連携や、相互理解はまだ十分に行われていない地域もあります。

「地域の子どもたちは地域ぐるみで育てていく」「子育ては社会全体で行う」「一人ひとりの子どもを、地域の子どもに関わる機関や施設、団体などが協力・連携して育てていく」という理念のもと、

とりわけ関係の深い、学校と学童保育の連携・協力が必要です。

今後、学童保育を利用する子どもたちがますます増えることが予想されるなかで、学童保育の実施場所の確保のために、学校施設の活用が期待されています。改定された児童福祉法でも、「市町村は、余裕教室等の公有財産の有効活用を図り整備を推進する」と定められました。

学校施設を学童保育に活用していくことは、働く保護者を持つ小学生の子ども達の放課後の生活を守っていくこととなります。

つきましては、文部科学省に以下の点を要望いたします。

## 要望内容

**1 「放課後子ども総合プラン」においては、「放課後子供教室」と学童保育について、「同じ場所で同じ職員が子どもたちと一緒にして」行う「一体化」ではなく、それぞれの事業が拡充されるものとしてください。**

- (1) 「放課後子供教室」と学童保育は、それぞれの目的・役割、活動や生活の内容、職員・大人の体制、子どもへの関わりが異なっています。二つの事業をひとつにする（同じ場所、同じ職員が対応する）「一体化」では、「共働き・一人親家庭等の子どもたちの毎日の生活の場を保障する」という学童保育の役割は果たせません。「一体化」ではなく、学童保育の拡充が図られるようにしてください。
- (2) 「一体型」や「一体化」などの表現は、市町村でも混乱の原因となっていたり、学童保育を「全児童対策事業」に一体化する動きを新たに生み出す懸念があるため、適切な表現にあらためてください。
- (3) 「放課後子ども総合プラン」にある「共通プログラム」の実施にあたっては、これまで通りの学童保育の生活が守られるような配慮をお願いします。

**2 子育て家庭への支援に当たっては、文部科学省と厚生労働省が連携を図ってください。**

- (1) 市町村で、学童保育担当部局と教育委員会の相互理解が図られ、連携して、学校・学童保育の環境、地域の子育て環境をよいものにしていけるよう手立てを講じてください。
- (2) 学校と学童保育との相互理解が図られるよう両省による連携方策を講じてください。
- (3) 教育委員会が学童保育の所管を担当する市町村（全市町村の約2割）に対して、十分な情報提供等を行い、学童保育施策の拡充を支援してください。

**3 学校と学童保育の連携を推進してください。**

- (1) 学校関係者と学童保育関係者の相互理解が図られるよう連携を推進してください。
  - ・学校関係者と学童保育関係者の相互理解の機会や場を設けてください。
  - ・防災対策などについて、学校と学童保育との十分な連携が図られるよう手立てを講じてください。
- (2) 困難を抱えた子どもや家庭の支援をすすめるために、学校と学童保育の連携を図ってください。
  - ・要保護児童対策地域協議会などでの連携を推進してください。

**4 余裕教室などの学校施設を、学童保育の施設として活用できるように、効果的で具体的な方策を講じてください。**

- (1) 学校施設（余裕教室や敷地内の場所）を、「毎日の生活の場」である学童保育の専用施設として活用できるよう、積極的な方策を講じてください。
- (2) 市町村教育委員会、学校関係者の間で、学童保育に対する理解を深める機会を設けてください。

**5 学童保育での保育中の事故・ケガ等の補償として、日本スポーツ振興センターの「災害共済給付」の対象に、学童保育を含めてください。**